

	項目	Q	A	根拠
1	対象住宅	今から住もうとしている住宅でも対象となりますか？	空き家の改修工事は対象となります。 ※ただし、対象となる空き家は1年以上の空き家であること等、その他要件があります。	第4条
2	対象住宅	村内に居住していませんが、住居がある場合対象となりますか？	空き家の改修工事は対象となります。 ※ただし、対象となる空き家は1年以上の空き家であること等、その他要件があります。	第4条
3	対象工事	住宅リフォームとは何ですか？	住宅リフォームとは、家屋の修繕、補修、模様替えを行うことにより、住宅機能維持又は機能向上を図るための工事をいいます。	第2条
4	対象工事	どのような工事が補助対象となりますか？	対象工事費が20万円以上の工事で、村内に本社を有する法人又は、村内に事務所を有する個人であって村内に住民登録をしている工事業者を利用した以下のいずれかの工事が対象となります。 ①バリアフリー改修工事 ②省エネ改修工事 ③住宅の耐久性を向上させる改修(剥離したコンクリートの除去または補修) ④空き家の改修工事(賃貸用として流通しておらず、不動産業を営む者が所有ではない一戸建てまたは長屋建てで、空き家になってから1年以上経過している住宅) ⑤子育て世帯支援等改修工事(子どもの成長に合わせた間取りの改修等) ⑥テレワークの推進改修等工事(テレワークを行うための間取りの改修等)	第5条
5	対象住宅	住宅部分の一部を飲食店にリフォームする場合、対象となりますか？	併用住宅については居住部分のみ対象となります。店舗等も一緒にリフォームして補助を受ける場合は、住居部分の工事費等が明確に分かるようにする必要があります。	第4条
6	対象工事	他の補助を受けている場合は補助対象外となるのか？	他の補助額を差し引いた対象工事費が20万円以上の工事であれば対象となります。 【例：居宅介護住宅改修費】 対象工事額50万円の場合 18万円の居宅介護補助額 <u>残額32万円×20%＝6万4千円</u> が本事業の補助額となります。	第3条第4、5号 第7条
7	対象工事	工事業者で村内に支店がある場合は対象となりますか？	対象となりません。 (要綱第2条により、村内に本社がある法人又は村内に事務所を有する個人であって、村内に住民登録をしている工事業者を利用する場合は対象となります。)	第2条第2号

	項目	Q	A	根拠
8	対象工事	村内に事務所を有する個人であって、村内に住民登録をしている業者とは？	村内に住民登録及び事務所を置き、建設及びリフォーム関連の事業を継続的に営む個人で、個人事業等の申告をしている個人事業となります。	
9	対象工事	村で業者は指定していますか？	当事業で村内の工事業者を利用していただくこと以外は、業者の指定はしていません。	第2条
10	申請	介護保険等の補助を受けている場合、内訳で分かりやすくしますか？	補助金交付申請時に、見積り内訳書等で補助区分が分かるように提出してください。	
11	その他	住宅エコポイントはその他補助に含まれますか？	含まれませんので、併用申請は可能です。ただし、補助を受けた工事はエコポイント発行対象外となります。	
12	申請	建物の名義が親と子の共有名義になっていますが、親と子でそれぞれの申込みは可能ですか？	どちらか一方でのお申込みとなります。共有名義であっても、1つの住宅に対し、1人の申請しか補助の対象となりません。	第8条第2項
13	対象住宅	自己が所有する共同住宅をリフォームする場合は対象となりますか？	補助対象となりません。自己が所有する共同住宅にご自身が居住している場合に、その居住部分のリフォームであれば対象となります。但し、ご自分で居住していることが確認できる公的な書類が必要です。	第4条
14	対象住宅	別荘などを所有している場合、別荘のリフォーム申請はできますか？	現に居住している住宅ではないので、対象となりません。	第4条
15	対象工事	リフォーム箇所が2業種あり、それぞれ別々の業者(2社)に契約し申請した場合、補助対象となりますか？	各工事が対象工事であれば補助対象となります。ただし、申請は同一人・同住宅に対して1回限りですので、申請書には対象工事合計額を記入してください。	
16	対象工事	玄関に至るアプローチに段差がある場合、段差解消の為、「スロープ」等で改修したいのですが対象となりますか？	バリアフリー住宅改修として補助の対象となります。	第5条第3項1号
17	対象工事	ベランダに手すりを設置する工事も対象となりますか？	バリアフリー対応となる歩行補助の為の手すりは対象となります。	

	項目	Q	A	根拠
18	対象工事	増築部分は補助対象となりますか？	対象となりません。 リフォーム工事に伴う増築は対象となりません。	第2条
19	対象工事	バリアフリー工事とはどういう工事ですか？	<u>通路の拡幅や手摺の設置、段差解消等の工事</u> です。詳しくは補助対象工事一覧を参照してください。	第5条
20	対象工事	断熱工事とはどういう工事ですか？	住宅などの室内の温度環境が外部の影響を受けにくくするための工事です。建物の外壁・天井・床など、外気と接する部分に断熱材を入れたり、窓を二重にするような工事をいいます。	第5条
21	対象工事	太陽光パネルの設置工事は対象となりますか？	太陽光パネルの設置工事やエコキュート等の設置、切替工事は対象となりません。	
22	申請	工事契約の日付が申請日以前ですが、工事着手は交付決定後行う予定です。対象工事となりますか？	工事見積書・契約書の日付が申請日以前であっても、交付決定後の工事着手であれば対象工事となります。	第5条第3項3号 第6条
23	申請	工事内容に変更・中止が生じましたが、変更・中止の申請が必要ですか？	申請時の計画等内容を変更や中止をしようとする場合は、変更工事に着手する前に必ず窓口へご連絡いただき、変更・中止申請を行ってください。	第11条
24	その他	来年度以降も当事業は実施されますか？	未定です。	
25	その他	支援事業として村の予算はいくら準備されていますか？	毎年200万円前後の額となっております。 予算に達し次第終了となります。	
26	その他	明細内訳は公開されますか？(1つあたりの申請のいくら支払い等)	基本的に公開しません。	

	項目	Q	A	根拠
29	対象工事	施工の際の足場は補助対象に含めることはできますか？	対象工事に使用する足場等の直接仮設は交付対象となります。 対象工事と対象外工事を並行して行う場合でも、対象工事の標準的な期間の仮設であれば対象に含みます。 (設置期間に影響する対象外工事がある場合は、申請図書に交付対象工事期間を明記するようお願いします)	第5条
30	対象工事	部屋の補強とは何か？ (耐久性を向上させる工事)	居間や寝室等の耐震性の向上が図られることが確実な改修工事。 居住空間の屋上部分にかかる防水補強の塗装工事。	第5条 第1項 第4号
31	対象工事	防水工事は対象工事になりますか？	居住空間にかかる屋上部分への防水塗装工事は対象となります。 (図面や写真等、性能を表したカタログ等が必要です)	第5条 第1項 第4号
32	対象工事	現在住んでいる住宅の屋根の改修は対象になりますか？	住宅の耐久性を向上させる為に行われる屋根等の改修は対象となります。 (既存の住宅の写真を撮り、予定する工事や使用材のカタログ等をお持ちになり役場2階窓口へご相談下さい)	第5条 第1項 第4号
33	対象工事	空き家の屋根や外壁は補助の対象になりますか？	空き家については住宅の耐久性を向上させる改修の他、機能を直接向上させるものではない外装の化粧直し等についても対象となります。 ※ただし、過度な装飾等は対象外となります	第5条 第1項 第3号
34	その他	見積りには書き方がありますか？	見積書は、数量や単価が適正か審査を行う為に必要なものです。 「一式」となっている場合は工事費用内訳明細書が必要です。 数量や単価を明記してもらい、根拠となる拾い図(簡単な図面でよい)や、算定式などを添付して下さい。	第9条 第1項 第1号第10号